

榎本久春

市民の声を
ハッキリ言います!
改革稲城の会
市議会報告平成31年春号



連絡先／〒206-0822 稲城市坂浜473-4 TEL&FAX／042-331-1523 市政相談承ります

Mail : e-haru.hisa.1962@kfx.biglobe.ne.jp

4年前の市議会議員選挙では、多くの市民の皆様のご支援を頂き市政の場で働きかけて頂くことができました。市民の皆様に寄り添い、市民にわかりやすく、市民目線で多くの声を市政に届けていくことを目指し頑張って参りました。引き続き市政の課題に取り組むことができるのも皆様のおかげです。心より感謝を申し上げます。これからも市民一人ひとりが生き生きと安心して暮らせる街づくりに向けて努力し全力で取り組んで参ります。

区画整理

着実に進む街づくり — 稲城市小田良土地区画整理事業

■ 坂浜に待望の大規模小売店舗 5月26日オープン予定!

(仮称) 稲城小田良ショッピングセンター計画として稻城市坂浜(小田良土地区画整理事業地区内)に大規模小売店舗が平成31年5月26日に開設予定です。都市計画道路3・4・17号坂浜・平尾線(平成31年4月開通予定)沿いに開設され、店舗面積は4,356m²です。1階に駐車場(211台)と駐輪場(318台)、2階にスーパーマーケット・ドラッグストアと駐車場(41台)・駐輪場(7台)、3階に雑貨・アパレル関係・クリニック(5カ所予定)・飲食店や各種サービス店舗と駐輪場(10台)となっております。大規模小売店舗の開店時刻は午前9時00分で閉店時刻が午後10時30分となっており、駐車場利用可能時間は午前8時30分から午後11時となります。隣接する平尾・坂浜・若葉台・長峰地区の皆様にとって期待の高まる施設であり、都道に隣接し車でのアクセスも良く、市民の利用者も多く見込まれます。



現在の進捗状況は、大規模小売店舗の建設自体は着実に進んでいますが、都市計画道路3・4・17号坂浜・平尾線の着工が若干遅れていることから、小売店舗の発表も遅れています。スーパー三和に決定している以外は公開されていませんが、近日中に市民へ広告があると商業開発会社から回答がありました。また、計画の地元説明会や商業開発会社への問い合わせを通して、以下のことを確認しました。

- 施設のバリアフリー化と車椅子や歩行補助具(歩行車等)と同乗して昇降できるエレベーターについて
- 隣接する学校への環境の配慮について



(仮称) 稲城小田良ショッピングセンター

バリアフリーやエレベーターについては、配慮した構造になっている。また、隣接する学校からのご意見があれば、確認をして検討すると回答がありました。

土砂災害

災害に強い街づくり — 土砂災害に備えるためには

■ 土砂災害防止法による取り組みで犠牲者ゼロを目指して!

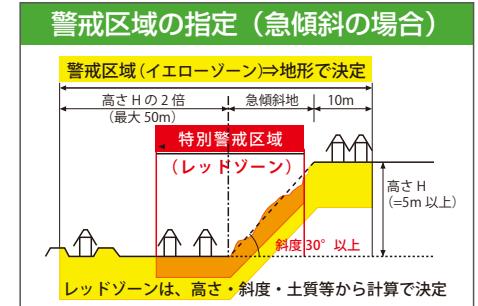
台風による豪雨も含め昨今の異常気象による集中豪雨は、1時間の降雨量が50ミリを超えることもあり、自然環境の変化と合わせて想像を超える被害が発生しています。昨年では、7月に東日本を中心に記録的な豪雨による土砂災害が多発しました。また、9月には北海道胆振(いぶり)東部地震で多発的に土砂災害が発生し、大規模地震による土砂災害も見られています。土砂災害では豪雨によるものは、平成28年8月に死者74名多くの犠牲者と甚大なる被害をもたらした広島市の土砂災害が記憶に残っていると思います。この広島市の大規模な土砂災害を教訓に、国民を土砂災害から守るために土砂災害防止法が改正され実施しております。稲城市では、稲城市地域防災計画に沿って防災計画を立て、大規模地震は勿論のこと土砂災害や風水害等に対しても防災・減災に努めておりますが、土砂災害による人的被害はなかったものの、斜面から崩落した土砂が流出することは、過去にも伊勢湾台風・狩野川台風などで大きな痕跡を残しています。今後起こるかもしれない土砂災害に備えるためには、土砂災害防止法による取り組みが大変に重要です。稲城市では平成28年9月から東京都が土砂災害警戒区域指定に伴う基礎調査を実施しており、私も平成28年9月から稲城市議会の一般質問を通して稲市の取り組みと今後の対応について確認し、災害対応の更なる充実を求めてきました。

稲城市内の土砂流出現場



■ 土砂災害防止法とは? 稲城市では、東京都の調査の結果! 土砂災害のおそれがある箇所として280箇所が確認される

この法律の目的は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明確にして、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等のソフト対策を推進しようとするものです。土砂災害には、急傾斜地の崩壊(いわゆるがけ崩れ)、土石流、地すべりと大きく分けて3つの種類に分けられます。稲城市では、地すべりが想定される箇所はないそうですが、がけ崩れや地すべりが起きる箇所が坂浜など丘陵部を中心で280箇所と多く確認されています。土砂災害のおそれがある280箇所については、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域(通称イエローゾーンと呼ばれ、斜面角度が30度以上で、高さが5m以上の斜面と斜面の上端から10m、下端から高さの2倍で最大50mの範囲)と土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーンと呼ばれ、イエローゾーンの内側にあって、建物に損壊が生じ、生命・身体に著しい危険が生ずる恐れのある区域)に指定される予定です。



平成9年8月に東京都施行212ヘクタールの「坂浜平尾土地区画整理事業」の都市計画決定によって、小田良谷戸公園(15.0ha) 清水谷戸緑地(14.7ha)も都立の公園となることが決定されました。しかし東京都の新規の公的住宅供給の中止や経済の長期低迷による事業採算性の悪化などにより、土地区画整理事業の実施は頓挫してしまいました。



清水谷戸

■ 坂浜地区の小田良にある稻城ふれあいの森は市が確保！

稻城の自然環境を生かし、野外活動やキャンプができる青少年の健全育成施設でおなじみの「稻城ふれあいの森」は、地権者ご厚意により市に公園用地として、半分寄付され今後も稻城市が全体を確保し、最終的には都立公園となる予定です。しかし清水谷戸緑地は、周辺のミニ開発が続き、災害の危険性も高まっています。清水谷戸緑地は、都立の緑地としてすでに都市計画が決定しています。その中には、すでに都が先行買収している用地もありますが、周辺の開発の圧力が高まっています。東京都の公園として早期に確保し整備していく必要があります。清水谷戸緑地都立公園化を、地元選出の石川都議会議員をはじめ議会とも連携を取りながら推進して参ります。

特別養護老人ホームの入所待機者の現状！

■ なかなか入所できないと言われているがその実態は…



特別養護老人ホームに申し込んでも入所できなかった入所待機者数が、2017年3月時点では、全国で36万6,000人で、4年前と比較して3割減っています。これは、2015年4月の法の改正から入所者を原則要介護3以上とし、在宅での生活が難しいケースに限定したことが主な要因であるとされています。有料老人ホームやグループホーム等、要介護高齢者が入所できる施設は多くありますが、利用料負担などを考慮しなければならない高齢者にとっては、今後、特別養護老人ホームの入所希望が多くなるものと考えられます。

■ 稲城市的特別養護老人ホームの入所申し込み者数429人！

■ 国の3年ごとの調査では平成28年の稲城市的待機者数が178人と大きな差が！

特別養護老人ホームの入所申し込み者数は、いわゆる入所待機者数を適切に反映している数ではないと言われ、どの程度待てばいいのか分からない状態にあります。市内の特別養護老人ホーム3施設の入所定員は334人で、各施設において申し込みの受付を行い、施設ごとに工夫された入所の優先順位を付けて管理されています。入所申し込み者数と国の調査との差の原因は、「複数の施設に申し込みが重複している」「すでに施設に入所されている」「すでに死亡している方がそのままの状態になっている」など、入所を希望する状況でないにも関わらず、申し込みがそのままになっている状況によるものです。この状況は利用者である市民にとっても施設整備を行う稲城市にとっても問題と考え、以下のように市に見解を質しました。

一般
質問

複数の施設申し込み者や最新の要介護度・死亡者についての情報は、市が施設と連携をとり情報を提供することで、実質的な入所待機者の把握が容易となり、サービスの適正な利用の促進が図られると考えます。市の見解は？

市の
対応

介護保険導入前の措置時代とは違い、事業者が申し込み者との契約のもと入所することとなるため、市が関与することは難しいが、ケアマネジャーからの情報提供は可能であることから、連携を取っていく。

ケアマネジャーとの連携は必要ですが、私は市が関与することで効率的に入所待機者の現況調査が可能だと考えています。引き続き市が関与することを求めてまいります。

福祉先進都市を目指して！これまでの福祉政策への取り組み

稲城市の人口が9万人を超え、若い家族世帯が増加し子育てをする世代も増加し、待機児童の問題も深刻化してきています。一方では、2025年問題(団塊の世代すべてが75歳以上)と言われるように高齢者人口の増加が予想され、今後は高齢者の対応も見直していく必要があります。福祉政策としては、子育て支援としての「認可保育所の整備」、高齢者や障がい者が住みなれた地域で自分らしい暮らし人生の最期まで続けられる「介護保険制度の持続可能性の確保」と「地域包括ケアシステムの深化・推進」が求められると思います。これまでの私の取り組みについて報告します。

一般質問の内容と委員会での取り組み (□一般質問 ■委員会での取り組み)

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| ■ 地域包括ケアシステムの推進について | ■ 安心して暮らせるための高齢者見守りネットワークについて |
| ■ 介護職員の人材不足と処遇問題について | ■ 終末期を迎える方への看取りケアについて |
| ■ 高齢者の就労支援について | ■ 高齢者自主グループの支援方法について |
| ■ 障がい者の立場にたったサービスについて | ■ 介護と医療の連携について |
| ■ 福祉サービスに関する苦情・相談等について | ■ 待機児童問題と保育士の確保について |

これらの政策については、予算要望や一般質問、常任委員会を通して提案や事業の評価・確認を行い、福祉の向上を目指して取り組んで参りました。また、福祉現場での介護やリハビリの経験をいかして、市民からの福祉相談に寄り添い丁寧に対応してきた結果、50件以上ものご相談を受け、皆様から直接声を聴くことができました。必要な人に必要な福祉制度が活用できるようこれからも努力して参りますので皆様お気軽に声をかけて下さい。

■ 榎本久春の「介護・福祉のなんでも相談」を行っています！